

厚生労働省発社援第0331001号

認 可 書

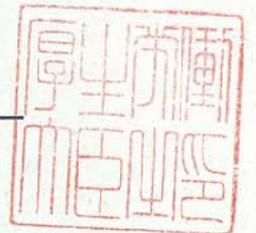
独立行政法人福祉医療機構

理 事 長 山 口 剛 彦 殿

平成20年2月29日付企企第0229001号をもって貴殿から申請のあった独立行政法人福祉医療機構の中期目標を達成するための計画（独立行政法人福祉医療機構中期計画）の認可申請については、申請のとおり認可し、平成20年4月1日から適用する。

平成20年3月31日

厚生労働大臣 舩添 要



独立行政法人福祉医療機構中期計画

独立行政法人福祉医療機構は、国の政策と連携した福祉医療分野の事業等を通じ、国民に信頼される総合的支援機関として、引き続き適切な業務運営に努めることとする。

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、平成20年2月29日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人福祉医療機構中期目標を達成するため、同法第30条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人福祉医療機構中期計画を作成する。

平成20年2月29日

独立行政法人福祉医療機構
理事長 山口 剛彦

第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、第二期中期目標期間においては、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、総合力の発揮を目指して、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施することとする。

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

- (1) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。
- (2) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図る。
- (3) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。

2 業務管理（リスク管理）の充実

- (1) 内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図る。
また、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図るとともに、業務管理手法の改善等を進め業務管理の充実を図る。

- (2) 福祉貸付事業及び医療貸付事業においては、ALM（資産負債管理）システムなどを活用して、金利リスクなどの抑制に努める。
- (3) 個人情報の保護に関する法律に基づき個人情報保護を徹底するとともに、情報セキュリティ対策の充実を図る。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 業務・システムの効率化と情報化の推進

- (1) 平成19年度に策定した以下の事業等に係る業務・システムの最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図る。
- ・ 福祉医療貸付事業
 - ・ 福祉保健医療情報サービス事業
 - ・ 退職手当共済事業
 - ・ 年金担保貸付事業
 - ・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務
- (2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、最適化対象外の他のシステムについても継続的な改善を推進する。
- (3) 情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心に、情報化推進体制の強化を図るとともに、情報システムの運用管理体制の向上を図るため、機構の情報化推進を担うIT技術に精通した人材の育成を図る。
- (4) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の習得を推進するため、職員に対する研修等を計画的に実施する。

2 経費の節減

- (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用する。
- (2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。
- ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。
 - ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。
- (3) 毎年度、業務方法等を点検し、業務方法の改善等を行うことにより、事務の効率化を推進する。
- (4) 一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。）については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減する。
- 人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減する。
- さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。
- 併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。
- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
 - ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
 - ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
 - ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

通則法第30条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉貸付事業を実施する。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応する。
特に、療養病床の再編を推進するため、医療貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進める。
- (3) 利用者サービスの向上を図るため、福祉施設の整備の融資相談等を充実する。
- (4) 協調融資制度の対象を福祉貸付の全対象施設等に拡大するなど制度を充実させるとともに周知を図り、制度の適切な運用を行う。
- (5) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を75日以内とする。
また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。

2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、医療貸付事業を実施する。
ただし、当該ガイドラインの施行に当たっては、制度の円滑な移行のため十分な周知期間を設け適切に対応する。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応する。
特に、療養病床の再編を推進するため、福祉貸付事業と連携し、転換の受け

皿となる施設の優先的整備を進める。

(3)利用者サービスの向上を図るため、医療施設の整備の融資相談等を充実する。

(4) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を45日以内とするとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用する。

また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。

3 福祉医療貸付事業（債権管理）

(1) 福祉医療貸付事業等の効率化

① 融資対象の重点化及び融資率の引下げを行い、福祉医療貸付事業の新規融資額の縮減に関する中期目標を達成する。

② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、新規契約分の利差益に関する中期目標を達成する。

③ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直す等事業の効率化を進める。

(2) リスク管理債権の適正な管理

① 福祉医療貸付事業の貸付に係る債権について、継続的に貸付先の経営情報の収集と分析を行い、経営状況の的確な把握に努め、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組むとともに、債権区分別に適切な管理を行う。

また、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックする。

② 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努める。

4 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) セミナー実施日の平均10週間前までに開催内容の告知を行う等、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、中期目標期間における延べ受講者数を12,600人以上とする。

- (2) 開設施設の経営改善手法について良質で実践的な事例を提供するなどカリキュラムを工夫し、中期目標期間中の受講者に対するアンケート調査における満足度指標を平均65ポイント以上とする。
- (3) 顧客ニーズに対応して、経営指標の策定・診断手法の確立等の年次計画に基づき、法人全体を対象とした経営診断の創設、経営診断対象施設の追加等を段階的に実施する。
- (4) 個別経営診断については、中期目標期間中に延べ1,400件以上の診断を実施する。また、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援を図る経営改善支援事業に重点化し、漸次、当該経営診断件数の増加に努める。
- (5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。
- (6) 施設経営者等が経営状況を客観的に把握できるように、年次計画に基づき、経営指標の対象施設の拡大を段階的に図る。
- (7) 安定的かつ効率的な法人運営に寄与するため、財務面や収支面等の経営指標の組み合わせによる、法人全体の格付についての研究及び導入を図る。
- (8) 施設の経営実態及び経営改善事例や経営統合・分離手法等について年次計画に基づき調査研究を行い、施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供する。
- (9) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、中期目標期間中において実費相当額を上回る自己収入を確保する。

5 長寿・子育て・障害者基金事業（透明で公正な助成の実施）

長寿・子育て・障害者基金事業については、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針の下で、効果的に資金助成を行うことにより、多様な福祉ニーズに対応できる社会環境の醸成に努める。

(1) 長寿・子育て・障害者基金の助成事業（以下「基金助成事業」という。）の募集に当たっては、毎年度、外部有識者からなる基金事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において、前年度に実施した事後評価結果等を踏まえ、助成方針を定め、募集要領等に明記する。

その際、毎年度、各基金ごとに設定した重点助成分野についても、併せて募集要領等に明記する。

また、基金で幅広く助成配分する観点から、必要性や効果を十分考慮し、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努める。

(2) 基金助成事業の選定に当たっては、毎年度、審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行う。

この際、以下の方針を助成方針に明記し、当方針に基づき審査・採択を行う。

なお、地域の実情に即したきめ細かな事業の推薦に均一性を確保するため、毎年、事務説明会を開くほか、必要に応じて事務指導を行う。

- ・ 地域における独創的・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、事業継続の能力及び意向を重視した審査、選定を行い、事後評価において、中期目標期間内に、特別な場合を除き、平均して85%以上の事業が助成終了後も継続されること。
- ・ 全国的な効果を期待して実施する事業については、より一層厳格な審査を行うとともに、地域における独創的・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業について、優先的な採択を行うことにより、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が独創的・先駆的事业等であること。

(3) 助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行う。

(4) 助成交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。

(5) 安全で安定的な運用収益を確実に上げるための運用方法を検討し、計画的に導入する。

(6) 経済情勢や市場状況に関する情報を不断に把握し、安全確実で、かつ、効率的な運用を行い、長期金利の指標である国債の平均金利を上回る運用収益を上げる。

6 長寿・子育て・障害者基金事業（事後評価と助成事業の成果の普及）

(1) 事後評価制度の効率的かつ効果的な運用を図るため、毎年度、評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を定め、当方針に基づき事後評価を実施する。

- (2) 事後評価の結果は、速やかに公表するとともに、活動団体が利用し易い基金助成制度とするため、募集要領、選定方針等に反映するなど、基金助成制度の継続的な改善に活用する。
- (3) 職員の専門性を高めることにより、助成団体の事業実施に対する確かな助言ができるように努める。
- (4) 助成事業の事後評価後においても、活動団体の継続的な状況の把握に努める。
- (5) 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表し、広く周知を行うほか、他の助成団体等との情報の共有化等を行う。
- (6) 事業効果の高い優れた事業については、効果的な普及を行う。このため、助成事業説明会や報告会並びに相談会を中期目標期間内に15回以上開催する。

7 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を75日以内とする。
- (2) 業務委託先が実施する共済契約者の事務担当者に対する実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知と適正な手続きに関する指導を行うとともに、必要に応じて共済契約者を直接訪問して個別指導を行う。
- (3) 提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。
- (4) 業務委託先の窓口相談・届出受理の機能強化を図るため、業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施するほか、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行う。

8 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の

心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) 財政状況の検証

扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。

なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。

(2) 扶養保険資金の運用

① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。

このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、扶養保険資金の運用を行う。

② 運用の目標

厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するため、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。

また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。

ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いる。

③ 運用におけるリスク管理

リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。

④ 年金給付のための流動性の確保

年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

⑤ 運用に関する基本方針の策定及び定期的見直し

扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。

⑥ 基本ポートフォリオの基本的考え方

資産運用委員会の議を経た上で策定される基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように策定することとする。

その際、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とし、扶養保険事業の財政の安定化の観点から変動リスクを一定範囲に抑える。

併せて、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制する。

⑦ 基本ポートフォリオの策定

基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とする。

扶養保険事業の短期資金需要等に配慮して、基本ポートフォリオを次のとおり定める。また、各資産に固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオにおける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、乖離許容幅を次のとおり設定する。

区 分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅
国内債券	71.6%	±8%
国内株式	7.8%	±5%
外国債券	7.8%	±5%
外国株式	7.8%	±5%
短期資産	5.0%	±4%

(目標収益率 3.20%、標準偏差 5.05%)

⑧ 基本ポートフォリオの見直し

基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。

⑨ 基本ポートフォリオの管理及びその他のリスク管理

基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。

扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関について、以下の方法によりリスク管理を行う。

・資産全体

資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、必要な措置を講じる。

・各資産

市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、金融・資本市場のグローバル化、緊密化の進展を踏まえ、ソブリン・リスク（外国政府の債務に投資するリスク）についても注視する。

・各運用受託機関

運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。

また、運用受託機関の信用リスクを管理するほか、運用体制の変更等に注意する。

・各資産管理機関

資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。

また、資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。

⑩ 運用手法

各資産ともパッシブ運用を中心とする。

⑪ 企業経営等に与える影響への考慮

企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。

企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主義決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。

⑫ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証

扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。

(3) 事務処理の適切な実施

心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議を開催する。

9 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に係る民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) WAM NETの特長を最大限に活かすことができる介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業に重点化を図るとともに、提供する情報の質の向上に努める。
- (2) 利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能の見直しを行い、中期目標期間中における年間アクセス件数を1,400万件以上、利用機関登録数を7.5万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度を90%以上とする。
- (3) 国の福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM NET基盤を活用する。
- (4) WAM NET事業について、運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努め、中期目標期間の最終事業年度において1,500万円以上の自己収入を確保するほか、業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図る。
また、専用サイトについては利用料を徴収するなど、新たな自己収入の増加策について検討し、業務・システム最適化計画の実施に合わせて平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大を図る。

10 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度、船員保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

- (1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。
- (2) 業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行う。
また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じる。

- (3) ホームページ、リーフレット等により、年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図る。
- (4) 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、更なる周知徹底に努める。
- (5) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行う。

1 1 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。

- ① 必要に応じて関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。
- ② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。
- ③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。
- ④ 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生を抑制に努める。
- ⑤ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。
- ⑥ 転貸法人に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人による適切な債権回収を推進する。

(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務

承継教育資金貸付けあっせん業務については、平成20年度から業務を休止する。

第4 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

別表1のとおり

2 収支計画

別表2のとおり

3 資金計画

別表3のとおり

第5 短期借入金の限度額

1 限度額

91,600百万円

2 想定される理由

- (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。
- (2) 一般勘定において、貸付原資の調達遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。
- (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。
- (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。
- (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

宝塚宿舎（兵庫県宝塚市、戸建3戸）、川西宿舎（兵庫県川西市、戸建1戸）、千里山田宿舎（大阪府吹田市、区分所有建物2戸）及び戸塚宿舎（横浜市戸塚区、集合住宅1棟）を売却する。

第7 剰余金の使途

- ・全勘定に共通する事項
 - 業務改善にかかる支出のための原資
 - 職員の資質向上のための研修等の財源
- ・長寿・子育て・障害者基金勘定に係る事項
 - 剰余金が生じた年度の翌年度以降の助成の業務の財源
- ・労災年金担保貸付勘定に係る事項
 - 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

1 職員の人事に関する計画

(1) 方針

- ① 業務処理方法の改善等を図り組織のスリム化に努めるとともに、各業務の特性や業務量を踏まえ、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。
- ② 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。
- ③ 質の高いサービスの提供を行うことができるように、各業務の特性に応じて、専門性の高い職員の育成・確保に努める。
- ④ 担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施する。

(2) 人員に係る指標

期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。

(参考1)

期初の常勤職員数 299人

(参考2)

中期目標期間中の人件費総額見込み 11,509百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。

2 施設及び設備に関する計画

なし

3 積立金の処分に関する事項

前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、長寿・子育て・障害者基金の助成事業及び自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てることとする。

中期計画(平成20年度～平成24年度)の予算

(単位:百万円)

区 別	金 額								計
	一般勘定	長寿・子育て・障害者基金勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあつせん勘定	
収入									
運営費交付金	16,424		2,979	637					20,040
国庫補助金									
給付費補助金			124,728						124,728
利子補給金	27,365								27,365
福祉医療貸付事業収入									
福祉医療貸付金利息	343,348								343,348
経営指導事業収入	175								175
福祉保健医療情報サービス事業収入	97								97
基金事業運用収入		20,715							20,715
退職手当共済事業収入			320,699						320,699
掛金			195,414						195,414
都道府県補助金			124,723						124,723
退職手当給付費支払資金戻入			524						524
給付費支払資金運用等収入			37						37
心身障害者扶養保険事業収入				171,543					171,543
保険料収入				46,474					46,474
保険金				61,847					61,847
特別給付金				360					360
弔慰金				1					1
信託運用収入				2,688					2,688
扶養保険資金戻入				60,172					60,172
年金担保貸付事業収入									
年金担保貸付金利息					22,655				22,655
労災年金担保貸付事業収入									
労災年金担保貸付金利息						363			363
承継債権管理回収業務収入							414,044		414,044
承継債権貸付金利息							414,012		414,012
手数料収入							32		32
利息収入	141	11			112		8,568		8,833
雑収入	107	9	7	2	5	0	14		145
計	387,657	20,736	448,412	172,182	22,772	364	422,626		1,474,749
支出									
福祉医療貸付事業費	361,923								361,923
支払利息	360,209								360,209
業務委託費	844								844
債券発行諸費	870								870
社会福祉事業振興事業費		18,404							18,404
退職手当共済事業費			445,426						445,426
退職手当給付金			444,937						444,937
退職手当給付費支払資金繰入			489						489
心身障害者扶養保険事業費				171,543					171,543
支払保険料				46,474					46,474
年金給付保険金				60,172					60,172
弔慰金給付保険金				360					360
特別弔慰金給付金				1					1
扶養保険資金繰入				64,535					64,535
年金担保貸付事業費					21,005				21,005
支払利息					11,496				11,496
業務委託費					8,916				8,916
債券発行諸費					593				593
労災年金担保貸付事業費									
業務委託費						158			158
業務経費	7,125	236	1,616	258	279	40	17,318		26,873
福祉医療貸付業務経費	2,490								2,490
経営指導業務経費	399								399
福祉保健医療情報サービス業務経費	4,236								4,236
社会福祉事業振興業務経費		236							236
退職手当共済業務経費			1,616						1,616
心身障害者扶養保険業務経費				258					258
年金担保貸付業務経費					279				279
労災年金担保貸付業務経費						40			40
承継債権管理回収業務経費							17,318		17,318
一般管理費	1,153	187	181	41	190	37	554		2,344
人件費	8,666	1,524	1,188	340	599	75	2,112		14,505
計	378,867	20,351	448,412	172,182	22,074	311	19,985		1,062,182

(注1) 承継教育資金貸付けあつせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき平成20年度から業務を休止することとしている。

(注2) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

[人件費の見積り]

期間中総額 11,509百万円を支出する。

但し、上記の金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

運営費交付金を財源とする勘定(一般勘定・共済勘定・保険勘定)については、一括して次の算定方法を用い算出する。

運営費交付金=(人件費+経費)× α +退職手当-自己収入+特殊要因

α :効率化係数(毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。)

・人件費= $A \times \beta \times \gamma$

A:直前の年度における基本給等(基本給+諸手当+時間外手当)+公務災害補償費+雇用保険料+労災保険料+健康保険料負担金+介護保険料負担金+厚生年金保険料負担金+厚生年金基金掛金負担金+国家公務員等共済組合長期給付負担金+児童手当拠出金

β :昇給原資率(毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。)

γ :給与改定率(毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。)

退職手当の金額は、毎年度の予算編成時に必要額を算出する。

退職一時金及び厚生年金基金の積立不足解消のための掛金を含む厚生年金基金への払い込み掛金の財源は、一般勘定、共済勘定及び保険勘定については、運営費交付金によって措置されるものとする。

・経費=(業務経費+一般管理費)× δ

δ :消費者物価指数(毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。)

・自己収入=経営指導事業収入+雑収入等

・特殊要因:法令改正等に伴い必要となる措置又は現時点で予測不可能な事由により発生する資金需要であつて、毎年度の予算編成過程において決定する。

[注 記]

前提ルール

・昇給原資率(β)、給与改定率(γ)及び消費者物価指数(δ)の伸び率を0として推定。

・効率化係数(α)は、平成19年度予算における運営費交付金対象見合い経費に対し中期計画最終年度(平成24年度)が15.5%の削減になるよう、各事業年度毎に具体的な数値を定める。

中期計画予算においては、平成19年度予算に対し以下の数値を仮置きし試算する。

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
0.969	0.938	0.907	0.876	0.845

収支計画
平成20年度～平成24年度の収支計画

別紙2

(単位:百万円)

区 別	金 額										
	一 般 勘 定	長 寿 ・ 子 育 て ・ 障 害 者 基 金 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	保 災 年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 債 権 管 理 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 勘 定	資 金 勘 定	計
費用の部	390,764	20,367	448,450	115,140	22,338	346	20,093				1,017,497
經常費用	390,764	20,367	447,961	107,648	22,338	346	20,093				1,009,516
福祉医療貸付業務費	376,079										376,079
借入金利息	331,801										331,801
債券利息	34,000										34,000
債券発行諸費	870										870
業務委託費	843										843
福祉医療貸付業務経費	2,483										2,483
貸倒引当金繰入	6,081										6,081
経営指導業務費											
経営指導業務経費	398										398
福祉保健医療情報サービス業務費											
福祉保健医療情報サービス業務経費	4,235										4,235
社会福祉事業振興業務費		18,639									18,639
社会福祉事業振興事業費		18,404									18,404
社会福祉事業振興業務経費		235									235
退職手当共済業務費			446,552								446,552
退職手当給付金			444,937								444,937
退職手当共済業務経費			1,615								1,615
心身障害者扶養保険業務費				107,265							107,265
支払保険料				46,474							46,474
給付金				60,533							60,533
心身障害者扶養保険業務経費				258							258
年金担保貸付業務費					21,461						21,461
借入金利息					1,384						1,384
債券利息					10,169						10,169
債券発行諸費					593						593
業務委託費					8,957						8,957
年金担保貸付業務経費					279						279
貸倒引当金繰入					79						79
労災年金担保貸付業務費						232					232
業務委託費						158					158
労災年金担保貸付業務経費						40					40
貸倒引当金繰入						33					33
承継債権管理回収業務費											
承継債権管理回収業務経費							17,318				17,318
一般管理費	1,150	187	181	40	190	37	554				2,338
減価償却費	284	27	46	4	93	3	123				579
人件費	8,617	1,514	1,182	338	595	75	2,098				14,419
臨時損失			489	7,492							7,981
退職手当給付費支払資金繰入			489								489
心身障害者扶養保険責任準備金繰入				7,492							7,492
収益の部	390,764	20,833	448,450	160,163	22,717	367	421,930				1,465,223
運営費交付金収益	16,424		2,979	637							20,040
福祉医療貸付事業収入	346,231										346,231
経営指導事業収入	175										175
福祉保健医療情報サービス事業収入	97										97
基金事業運用収入		20,822									20,822
退職手当共済事業収入			195,451								195,451
掛金			195,414								195,414
給付費支払資金運用等収入			37								37
心身障害者扶養保険事業収入				117,781							117,781
受取保険料				46,474							46,474
保険金				62,208							62,208
金銭の信託運用益				9,098							9,098
年金担保貸付事業収入					22,594						22,594
労災年金担保貸付事業収入						366					366
承継債権管理回収業務収入							412,689				412,689
年金住宅資金等貸付金利息							412,657				412,657
手数料収入							32				32
補助金等収益	27,365		249,450								276,815
国庫補助金収益			124,728								124,728
都道府県補助金収益			124,723								124,723
利子補給金収益	27,365										27,365
資産見返運営費交付金戻入	272		45	3	10	1	122				453
財務収益											
受取利息	141	11			112		6,755				7,019
雑益	58				0						59
臨時利益			524	41,742			2,364				44,631
貸倒引当金戻入益							2,364				2,364
退職手当給付費支払資金戻入益			524								524
心身障害者扶養保険責任準備金戻入益				41,742							41,742
総利益	0	466	0	45,023	379	21	401,837				447,727

(注1) 承継教育資金貸付けあっせん勘定は、「独立行政法人整合理理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき平成20年度から業務を休止することとしている。

(注2) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

平成20年度～平成24年度の資金計画

(単位:百万円)

区 別	金 額										計
	一 般 勘 定	長 寿 ・ 子 育 っ て ・ 障 害 者 基 金 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 勘 定	
資金支出	3,483,363	179,751	448,340	172,208	1,529,255	28,583	3,194,673		32	9,036,205	
業務活動による支出	2,048,567	23,953	447,923	107,646	1,141,888	28,253	1,763,690		32	5,561,953	
福祉医療貸付事業費	361,923									361,923	
福祉医療貸付金による支出	1,669,700									1,669,700	
社会福祉事業振興事業費		18,404								18,404	
退職手当共済事業費			444,937							444,937	
心身障害者扶養保険事業費				107,008						107,008	
年金担保貸付事業費					21,005					21,005	
年金担保貸付金による支出					1,118,400					1,118,400	
労災年金担保貸付事業費						158				158	
労災年金担保貸付金による支出						27,900				27,900	
人件費支出	8,666	1,524	1,188	340	599	75	2,112		2	14,507	
経営指導業務費	399									399	
その他の業務支出	7,879	423	1,797	299	470	77	18,123		1	29,070	
国庫納付金の支払額		3,602			1,415	42	1,743,454		29	1,748,542	
投資活動による支出		155,486		64,535			1,364,800			1,584,822	
譲渡性預金の預入による支出							1,364,800			1,364,800	
金銭の信託の増加による支出				64,535						64,535	
有価証券の取得による支出		154,800								154,800	
財政融資資金預託金の増加による支出		686								686	
財務活動による支出	1,433,481				386,833					1,820,314	
長期借入金の返済による支出	1,393,481				73,633					1,467,114	
短期借入金の返済による支出					56,200					56,200	
債券の償還による支出	40,000				257,000					297,000	
次期中期目標の期間への繰越金	1,315	312	417	26	534	330	66,183		0	69,116	
資金収入	3,483,363	179,751	448,340	172,208	1,529,255	28,583	3,194,673		32	9,036,205	
業務活動による収入	1,791,359	20,727	447,887	112,010	1,144,623	28,297	1,342,259		1	4,887,164	
福祉医療貸付事業収入	343,348									343,348	
福祉医療貸付回収金による収入	1,403,702									1,403,702	
経営指導事業収入	175									175	
福祉保健医療情報サービス事業収入	97									97	
基金事業運用収入		20,706								20,706	
退職手当共済事業収入			195,451							195,451	
心身障害者扶養保険事業収入				111,371						111,371	
年金担保貸付事業収入					22,655					22,655	
年金担保貸付回収金による収入					1,121,851					1,121,851	
労災年金担保貸付事業収入						363				363	
労災年金担保貸付回収金による収入						27,934				27,934	
承継債権管理回収業務収入							414,044			414,044	
承継融資業務収入							919,633			919,633	
承継教育資金貸付けあっせん業務収入									1	1	
運営費交付金収入	16,424		2,979	637						20,040	
補助金等収入	27,365		249,450							276,815	
その他の業務収入	248	21	7	2	117	0	8,582			8,977	
投資活動による収入		155,829		60,172			1,741,700			1,957,701	
譲渡性預金の払出による収入							1,741,700			1,741,700	
金銭の信託の減少による収入				60,172						60,172	
有価証券の償還による収入		152,800								152,800	
財政融資資金預託金の減少による収入		3,029								3,029	
財務活動による収入	1,690,600				384,500					2,075,100	
長期借入れによる収入	1,478,600									1,478,600	
短期借入れによる収入					84,500					84,500	
債券の発行による収入	212,000				300,000					512,000	
前期中期目標の期間よりの繰越金	1,404	3,196	453	26	132	285	110,714		31	116,241	

(注1) 承継教育資金貸付けあっせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき平成20年度から業務を休止することとしている。

(注2) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。